

令和8年6月10日

第6回湯前町農業委員会総会議事録

令和8年第6回湯前町農業委員会総会議事録

令和8年6月10日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時30分

2 出席委員（10人）

農業委員（5人）

1 番 山本 武志 3 番 稲森 英雄 6 番 浜崎 睦子 7 番 野田 美智晴 8 番 前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（5人）

深水 茂 石井 崇雄 深水 幹郎 白川 栄二 岩野 敬一

3 職務のため出席した職員

係長 那須 文枝 主事 中礼 友志 会計年度任用職員 那須 貴美香

4 議事日程及び付議事項

第1 議事録署名人の選出

第2 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3 報告第15号 農地法第6条の規定に基づく報告について

第4 報告第16号 共有者・所有者不明農地の公示について

第5 報告第17号 対象農地の非農地判定について

第6 第17号議案 対象農地の非農地判定について

第7 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第8 第19号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

5 会議の概要

事務局：那 須

ご起立ください。礼。

ただいまから令和8年第6回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。

議長：前 川

（会長挨拶については省略）

それでは進めさせていただきます。

本日は、大石委員、久保田委員、永田委員が欠席であります。また、推進委員さんもお出席ありがとうございます。本日は、大石委員、久保田委員、永田委員が欠席ですが、湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しているため、ここに総会が成立したことを宣言いたします。本日の総会はL o G oチャットに掲載しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1 議事録署名人の選出 であります。

湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

はい、異議なしと認めます。

それでは 7番 野田委員、1番 山本委員、よろしく願いいたします。

次に進みます。

6 番：浜 崎

5月の議事録署名人は、私と野田委員だったと思います。

議長：前 川

すいません。それではですね、1番 山本委員、3番 稲森委員をお願いしたいと思います。

それでは、日程第2 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：那 須

日程第2 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明します。

（報告説明内容については省略）

議長：前 川

ただいま説明が終わりました。本件は報告案件であります、何かご質問等はございませんか。

推進委員：深水茂

よかですか。

議長：前 川

はい、深水委員。

推進委員：深水茂

34番ですが、貸されるとのことですが、耕畜連携の。

議長：前 川

これ解約ですね。賃借人の都合により解約ですね。

推進委員：深水茂

解約になっとっと。

議 長：前 川 （利用権の設定期間が）１０年まであったんですけど、解約されて貸し手がそのまま作りやるそうです。
大丈夫ですかね。

推進委員：深水茂 畦草の心配があったとですよ。よろしいです。すみません。

議 長：前 川 他にございませんか。

3 番：稲 森 はい。

議 長：前 川 はい、稲森委員。

3 番：稲 森 番号３９と４０の農地は一緒に、これと番号４１と４２もですけども、同じ農地ですけど。
これはどういう意味ですか。

事務局：中 礼 これが出し手から熊本県農業公社、熊本県農業公社から受け手の両方とも解約をしているんです。同じ農地で２つに分
けて解約をします。

議 長：前 川 農地中間管理機構を通してのものですけんね。

事務局：那 須 番号３６から３８は受け手だけ、番号３６は貸す方が公社になっておりますので、受け手だけ解約するときにはそうなる
んですけど。（番号３９と４０のように）出し手も解約する時は、解約が２つになります。

議 長：前 川 大丈夫ですかね。

3 番：稲 森 はい。

議 長：前 川 他にございませんか。

それでは、無いようですので次に移ります。

日程第３ 報告第１５号 農地法第６条の規定に基づく報告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：那 須 日程第３ 報告第１５号 農地法第６条の規定に基づく報告についてを説明します。
（報告説明内容については省略）

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。

本件は報告案件なのですが、何かご質問等はございませんか。

その他の特記事項でかなり大きな金額が書いてあったんですけど、これはふるさと納税だろうと思うとですけど。

事務局：那 須 そうですね。こここのアの農業の３６０、０００円が米ですね。作られた米の売り上げです。その他の特記事項のところが、そ
の他の事業での売上高になります。

議 長：前 川 ここ必要じゃったかな。

事務局：那 須 農地所有適格法人の要件として、その売り上げの過半が農業の売り上げで占めないといけないので、それを示すために
農業以外の売上高も記載しております。

議 長：前 川 他に何かありませんかね。

はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第4 報告第16号 共有者・所有者不明農地の公示についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：那 須 日程第4 報告第16号 共有者・所有者不明農地の公示についてを説明します。
（報告説明内容については省略）

議長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は報告案件ではありますが、何か質問等はございませんか。

事務局：中 礼 隣の2筆も借りるんですか。

事務局：那 須 はい、全3筆借りますが、うち1筆が所有者不明です。

事務局：那 須 戸籍を取らないといけないんですけど、戸籍を取るには本籍が必要なんですよね。でもこの住所とかじゃ本籍がわからないんで。

1 番：山 本 近所の人からこの所有者がいたという話は聞いている。でももうその子供とかがこっちにいるとかっていう話はない。

事務局：那 須 貸し借りができないので、闇にならないようにするために所有者不明農地として、今後手続きを進めていきます。

1 番：山 本 隣の他2筆は誰ですか。

事務局：那 須 ちっちゃい方の244-47が〇〇さんで、244-48が〇〇さんです。

議長：前 川 結構、木も生えてるみたいですね。

何かありませんかね。

それでは無いようですので次に進みます。

報告第17号 対象農地の非農地判定についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：那 須 日程第5 報告第17号 対象農地の非農地判定についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）

議長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は報告案件ではありますが、何か質問等はございませんか。

本件ではありますが何かご質問等はございませんか。

1 番：山 本 よかですか。

議長：前 川 1番、山本委員。

1 番：山 本 25番の現在は。

事務局：那 須 亡くなられています。

議長：前 川 相続はしてなかったですかね。

事務局：那 須 その場合は相続人をこちらで調べて、相続人の方に通知を送ります。

議長：前 川 大丈夫ですかね。

3 番：稲 森
議 長：前 川
3 番：稲 森
事 務 局：中 礼

議 長：前 川
事 務 局：中 礼
議 長：前 川

事 務 局：那 須

議 長：前 川

1 番：山 本

推進委員：深水茂
議 長：前 川

推進委員：岩 野

3 番：稲 森
議 長：前 川
事 務 局：那 須
事 務 局：中 礼
事 務 局：那 須
議 長：前 川

はい、3 番。

はい、稲森委員。

地目変更した場合は、その後の地目は何になりますか。

職権で登記する中で過去の農地パトロールで山林や原野で判断したところで申請書を持っていくんですけど、最終的な登記は法務局が現地なり、うちの申請書の写真なりを見て判断されます。

こういう中にあるところって山林じゃなかよね。さすがにね。

もしかしたら雑種地になるところもあるんじゃないかと。

他にございませんか。

はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第6 第17号議案 対象農地の非農地判定についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

日程第6 第17号議案 対象農地の非農地判定についてを説明します。

（報告説明内容については省略）

ただいま説明が終わりました。

審議の前に本件につきましては、本日調査班第1班により調査会が行われております。

山本班長より調査結果の報告をお願いいたします。

17号議案につきましては、記念碑というか八幡さんを地区で祭ってあって、してあるのを元に戻すのは調子悪かでしょ。コンクリート舗装もぴしゃっとしてあるので。これは、許可していいと思います。

昔からあるのか。

昭和48年か58年と書いてありました。

ただ今、説明並びに調査班による報告が終わりました。

これより、本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

周辺が畑となっているが、その横など航空写真では原野みたいになっている。他も判定しないの。

今回は本人からの申請であるが、他は漏れているのではないか。どう見ても森林の様相を呈している。

現況はどうなっているのか。

現況は畑状態ではなかったです。

木のようなものが植わっていました。

今回の議案が、所有者からの申請により証明するための議案としています。

周辺農地は、農地パトロールの際に確認したいと思います。

特にこの辺りは構造改善されていないので、そういうところがあると思います。

今の意見は、次回調査に活かしていければと思います。

他に何かございませんか。

それでは、無いようですので採決いたします。

第 17 号議案について、非農地と判定するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手総員、よって、第 17 号議案について、非農地と判定することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第 7 第 18 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：那 須

日程第 7 第 18 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを説明とします。

(報告説明内容については省略)

議長：前 川

ただいま説明が終わりました。

審議の前に本件につきましては、本日調査第 1 班により調査会が行われております。

山本班長より調査結果の報告をお願いします。

1 番：山 本

航空写真で見てもらった通りに、まあ別に許可される面積容量には入っています。いいと思います。

議長：前 川

ただ今、説明並びに調査班による報告が終わりました。

これより、本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

推進委員：石 井

手前が家で後ろの農地に行くように通路してあっですけど、手前の家までが 1 枚になっとらんですか。

事務局：那 須

奥の農地は航空写真は分筆されていますが、今回転用農地と合わせて一枚になってます。

推進委員：石 井

作付けされてましたよね。

事務局：那 須

住宅建設のためということで、今回、解約でも上がっています。

3 番：稲 森

この分筆して残す土地は、田んぼで残しやっとなですか。

事務局：那 須

農地として残すという話でした。

議長：前 川

進入路として残すそうです。

3 番：稲 森

進入路を田んぼで残していいんですか。

事務局：那 須

転用されてはどうですかという話したんですけど。

議長：前 川

あくまでもこの転用部分を買われるということで、宅地転用以外の農地は現在の地主がそのまま残すということです。

3 番：稲 森

進入路。

事務局：那 須

はい。そこは進入路なので、転用をお願いしております。転用されないんですかっていう今言う話をしたら予定はないかなって言われたんでしてくださいということ言ってますね。一緒に出されるっていう認識でしたので、申請書が提出

議 長：前 川
 推進委員：岩 野
 事 務 局：那 須
 議 長：前 川
 推進委員：石 井
 事 務 局：那 須
 推進委員：岩 野
 議 長：前 川
 1 番：山 本
 議 長：前 川
 議 長：前 川
 事 務 局：那 須
 議 長：前 川

された際にその旨は言ったんですけど。
 転用される宅地ではなく後ろの田んぼに行くための通路ですね。
 これ転用してもらうように、できれば転用お願いしましょうかね。
 宅地の転用面積の上限があるのでこうなるんですかね。
 上限が 550 ㎡なんですけど、一筆だと 550 ㎡以上ありましたので、その辺も考えて 498 ㎡ですかね。
 分筆して農地として残しても荒れるだけなのでとは思いますが、これは 550 ㎡で決まっていますので。
 それでは一応転用をお願いしたいということを伝えたいと思います。
 他に何かございませんか。
 ちなみに家は奥のほうに建てられそうです。
 段差がかなり高いのでどういう入口を作られるか。あと、畦畔が結構高いので、基本的に畦畔は潰したらいけないので、
 畦畔は残してもらわないと。草刈りが大変かなと思いましたけど。
 ここは農振地ではなかったのですか。
 農振地ではないですね。
 法面を削って固めていいよということであれば、そら建ててもいいんだろけど、そのまま残せって言われたらかわい
 そう。
 湯前町はよかですけど、畦畔の中心で管理するなどある。
 もめるところがそこやもんね。
 岩野推進委員が言われたことは確認していただくことにいたします。
 他にございませんか。
 それでは無いようですので、採決いたします。
 第 18 号議案について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。
 （全員挙手）
 ありがとうございます。
 挙手総員、よって、第 18 号議案について、許可することに決定いたしました。
 それでは、次に進みます。
 日程第 8 第 19 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題とします。
 事務局より説明をお願いします。
 日程第 8 第 19 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを説明いたします。
 （報告説明内容については省略）
 ただ今、説明が終わりました。

3 番：稲 森
議 長：前 川
3 番：稲 森
事 務 局：那 須
3 番：稲 森
事 務 局：那 須
議 長：前 川

これより、本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

よろしいですか。

はい、稲森委員。

一番下の所有者不明農地は、小作料は裁判所ですかね。

はい、裁判所に供託する分です。

裁判所に納める？

はいそうです。契約年数が5年ですので、5年分を供託して、もう納付が済んでおります。

この所有者不明のやつはですね。必ず県の常設審議委員会に上がってきます。で、湯前町で誰々がは出てないんですけど、一応湯前町でこういうに県の方が認可しましたとちゃんと報告があります。

何もありませんかね。

（発言無し）

それでは無いようですので、採決いたします。

案件の計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございました。

挙手総員。よって、計画内容のとおり決定いたしました。

以上で、本日の審議はすべて終了しました。

これをもちまして、令和8年第6回 湯前町農業委員会総会を閉会します。

引き続き、協議事項に入りますので、よろしくお願いします。

時に 14時18分であった。

令和8年8月の総会は令和8年8月10日（月） 13時30分とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和8年7月10日

湯前町農業委員会会長	前川 敏幸
湯前町農業委員会委員	山本 武志
湯前町農業委員会委員	稲森 英雄